

脅迫、強要未遂被告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、労働組合員である被告人両名が、他の組合員らと共謀し、株式会社の取締役らを脅迫して、組合に加入した同社の日雇運転手の正社員化やその子の保育所継続利用のための就労証明書の作成等を要求したとして、強要未遂罪で起訴された事案である。

1 審判決及び原判決について

- ◇ 1 審判決は、被告人両名らによる一連の要求行為のうち、就労証明書の作成に係る要求行為について、株式会社に就労証明書を作成等すべき法令上又は信義則上の義務はなく、被告人両名らの要求行為は脅迫に該当するとして、強要未遂罪の共同正犯の成立を認め、被告人Aを、懲役1年、3年間執行猶予に、被告人Bを、懲役8月、3年間執行猶予に、それぞれ処した。これに対し、被告人両名が控訴した。
- ◇ 原判決は、株式会社には就労証明書を作成等すべき社会生活上の義務があるとした上で、義務のあることを要求する場合でも、その手段としての脅迫の態様等が社会的に相当な範囲を超えていれば、強要未遂罪の成立を認めるべき場合があるが、被告人両名らの要求行為が強要未遂罪を構成するとみることはできないとして、1 審判決を破棄し、他の組合員の発言について被告人Aに脅迫罪の共同正犯の成立を認め、被告人Aを罰金30万円に処し、他方、被告人Bを無罪とした。これに対し、検察官及び被告人Aが上告した。

〔参考〕 刑法223条（強要）

- 1 項 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。
- 2 項 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。
- 3 項 前2項の罪の未遂は、罰する。

刑法222条（脅迫）

- 1 項 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 2 項 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。